

一般社団法人日本内視鏡外科学会 評議員申請における業績目録に関する細則

第1条（目的）

この細則は、一般社団法人日本内視鏡外科学会（以下「この法人」という）評議員選出規則第3条2項の規定に基づき、この法人の評議員の申請にあたり提出する業績目録の記入事項を定めることを目的とする。

第2条（論文の数）

前項の業績目録に記入すべき論文（以下「記入対象論文」という）は、次条以降の各規定を満たす論文5編以上とし、筆頭論文1編以上を含むものとする。

第3条（対象手術）

- 1 記入対象論文が対象とする手術は、内視鏡外科手術とする。
- 2 前項にかかわらず、内視鏡外科手術のうち平易な術式に関する論文は記入対象論文より除外されるものとする。
- 3 前項により除外されるべき平易な術式は、この法人の評議員選考委員会（以下「委員会」という）が決定するものとする。この場合、例えば、内視鏡的粘膜切除術（EMR）、内視鏡的粘膜下層剥離術（ESD）は除外し、経肛門的内視鏡下マイクロサージェリー（TEM）は除外しないことを平易性の判断の目安とする。

第4条（論文の掲載雑誌）

- 1 記入対象論文は、筆頭論文・共著論文の別を問わず、ピアレビュー（査読）がある雑誌に掲載されているものに限られる。
- 2 記入対象論文は、日本内視鏡外科学会雑誌およびAsian Journal of Endoscopic Surgeryのいずれかに掲載された論文1編以上を含むものとする。この場合、筆頭論文、共著論文の別を問わないものとする。
- 3 前項にもかかわらず、消化器・一般外科、呼吸器外科、小児外科、内分泌外科を除く領域の会員については、当該領域における機関誌をもって代替することができるものとする。
- 4 大学病院雑誌以外の病院雑誌、地方会誌に掲載された論文は、記入対象論文に含まれないものとする。

第5条（論文の種類）

- 1 総説、原著、症例報告は記入対象論文に含め、会議録、レターや速報は記入対象論文に含めない。
- 2 ビデオアーティクル（Video article）は、委員会における個別的審議で認められたもののうち、1編のみを記入対象論文に含めることができる。
- 3 前2項に定めのない論文については、委員会における個別的審議によって記入対象論文に含めるか否かを決するものとする。

第6条（補則）

この細則の変更は理事会の決議をもってする。

附 則

この細則は、令和2年12月1日から施行する。

変更履歴 令和7年12月11日
令和8年4月3日